

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第138回 営業秘密侵害行為への取り締まり強化

2019年4月23日、全国人民代表大会常務委員会が「不正競争防止法」の改訂を決定し、改正案は公布後即時発効となりました。改正案では、営業秘密の侵害行為に対する管理・制限の強化とともに、関連する行政罰や民事賠償を加重することに重点が置かれています。今回は、これらの最新の内容を解説いたします。

◇不正競争行為が日系企業に損失をもたらしたケース

日本企業A社が中国に設立した独資企業B社では、A社より許諾を受けたノウハウ（技術に関する秘密）を使用して専用機器の製造・販売に従事している。B社の製品は、中国国内資本企業の製品に比べて明らかに性能が優れており、市場でかなり高いシェアを占めていた。ところが1年ほど前から、国内資本企業のC社の製品が革新的な進化を遂げ、性能はB社製品に接近する一方で、価格がそのわずか半額と廉価なため、シェアを急速に伸ばし、B社の販売に深刻な影響を及ぼしていることがわかった。

B社でC社の製品を分解してみたところ、複数のA社のノウハウが応用されていることが判明した。時期的に分析して、1年半前にB社を離職してC社に勤めるようになったエンジニアのS氏が関連のノウハウをC社に漏らした疑いが濃厚だったが、B社にはこれに関する確かな証拠がなかった。B社は弁護士のアドバイスを受け、C社提訴の手続きを進めつつ、関連する技術開発過程について説明を求める対応を取ったところ、裁判所からの圧力に耐えかねたC社が最終的に関連製品の生産停止に同意し、B社も妥協案としてC社に対する賠償請求を放棄した。

◇改正案のポイント

今回の改正案の内容は、営業秘密の侵害に関わる規則に集中しており、「不正競争防止法」のその他の部分への改訂は行われていません。

1. 営業秘密侵害行為の認定規則を改訂

今回の改訂により、権利者が自らの営業秘密の保護を強化する上でより役立つものとなった。

- (1) 他人の営業秘密を不正に取得する手段として、もとの「窃盗、賄賂、詐欺、脅迫」に、「サイバー攻撃」を加えることを明確にした。
- (2) 「権利者の営業秘密を違法に取得、開示、使用するか、他人にその使用を許可するよう教唆、誘導、ほう助する」行為についても、営業秘密を侵害する行為にあたることを明確に規定した。
- (3) 違法者の主体の範囲を拡大し、もとの規定の「経営者」のほか、それ以外の自然人、法人、非法人組織も、違法の主体として認定されうるとした。
- (4) 営業秘密の範囲を「技術情報および経営情報」から、「技術情報、経営情報等の商業情報」に拡大し、保護の対象範囲がより広範になった。

2. 営業秘密侵害行為に対する行政罰を加重

制裁金の上限額を300万人民元から500万人民元に引き上げたほか、「違法所得の没収」規定を新たに追加し、違法者のコストを増大した。

3. 違法者の民事賠償責任を加重

(1) 民事賠償の金額を、権利者の実際の損失に基づき確定する。実際の損失が算出困難である場合は、権利侵害者の得た利益金額により確定する。また、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出についても請求できる。

(2) 「懲罰としての賠償制度」を導入し、悪意による営業秘密の侵害行為について、通常の賠償金額の1～5倍の金額を設定できる。

(3) 実際の損失や違法に得た利益が確定できない場合の法定賠償金額の上限を500万人民元とした。

4. 立証責任の調整

民事訴訟における権利者の立証責任を軽減し、権利侵害者の立証責任を重くした。

◇日系企業へのアドバイス

今回の「不正競争防止法」の改訂は、量的にそれほど多くはないものの、営業秘密の侵害行為に対する管理・制限を大幅に強化した内容となっています。かねてより侵害を受け続けてきた日系企業にとり、今回の改正が朗報となることは間違いなく、今後は改正された法律規則を十分に活用して自社の営業秘密に対する侵害行為を撃退し、会社の適法な権益を保護していくとよいでしょう。

中国人民銀行とフィンテック分野での協力=タイ中銀

【バンコク時事】タイ中央銀行と中国人民銀行（中央銀行）は10日、タイ中銀のウィラタイ総裁と人民銀の易綱総裁が9日に福岡市内で、金融とITを融合するフィンテック分野で協力することで合意したことを明らかにした。

両行はこの合意により、(1) 革新的プロジェクトと調査活動 (2) 情報交換 (3) 規制面での協力などで連携する。両行はコスト削減と金融商品・サービスの効率を改善するためのイノベーションとテクノロジーの活用を目指すとしている。

米ハンツマン、中国に新型ベニヤ板設備を投入へ

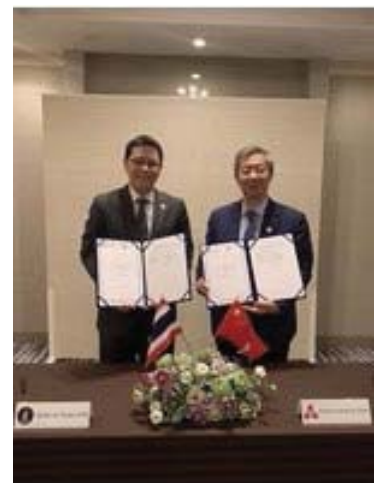
10日付の中国紙、経済観察報（21面）によると、米化学大手ハンツマンはこのほど、中国市場向けに新型接着剤を使ったベニヤ板製造設備を発売する方針を明らかにした。

市場投入するのはシックハウス対策の一環で、ホルムアルデヒド系接着剤に代わってポリウレタン系接着剤を採用したベニヤ板の自動化設備。

中国は世界最大のベニヤ板生産国だが、中小企業が多く、旧式設備が中心となっている。

ハンツマンは国家林業・草原局の傘下企業と組み、新設備の開発に乗り出して成功した。今後はさらに製造コストを削減し、中国で販売拡大を目指す。

ハンツマンはポリウレタン系接着剤の採用により、ポリウレタン原料のジフェニルメタンジイソシアネート（MDI）といった中核製品の販売増加につなげたい考えだ。（上海時事）



フィンテック分野での協力で合意したタイ中銀のウィラタイ総裁（左）と中国人民銀行の易綱総裁＝9日、福岡市（タイ中銀提供）

中水漁業、マグロ漁強化=民営企業買収へ―北京市

10日付の中国紙、中国証券報（B84面）によると、深セン証券取引所上場の国有漁業会社、中水集団遠洋（中水漁業、北京市）はこのほど、民営漁業会社の浙江豊匯遠洋漁業（浙江省杭州市）の全株を譲り受けることで株主らと基本合意した。買収額などは今後詰める。

浙江豊匯は中西部太平洋海域ではえ縄マグロ漁船6隻を操業中のほか、イカ釣り漁船1隻を使用している。

一方、中水漁業は国内最大規模のマグロ船を保有しているが、新船建造や企業買収を通じ、マグロ漁を強化する。（上海時事）